

新 旧 対 照 表

(旧名称) 開発行為に伴うごみ収集場に関する手続要綱
 (新名称) 開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱

旧	新																		
制 定 平成16年9月1日	制 定 平成16年9月1日 <u>改 正 平成26年 月 日</u>																		
<p>(目的)</p> <p>第1条 本要綱は、都市計画法第29条の規定に基づき開発許可を受けようとする場合で、20ヘクタール以上の開発行為、及び20ヘクタール未満の開発行為で10戸以上の一戸建て住宅を計画するものにおいて、ごみ収集場に係る協議の手続を定めることを目的とする。</p> <p>(寄附)</p> <p>第2条 当該要綱で協議したごみ収集場については、開発許可を申請しようとする者（以下「許可申請者」という。）の申し出により、当該ごみ収集場を横浜市に寄附することができる。</p> <p>(申出書)</p> <p>第3条 許可申請者は、開発行為に伴う公益的施設（ごみ収集場）に関する協議（変更協議）申出書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して、横浜市長に提出するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本要綱は、都市計画法第29条の規定に基づき開発許可を受けようとする場合で、20ヘクタール以上の開発行為、及び20ヘクタール未満の開発行為で10戸以上の一戸建て住宅を計画するものにおいて、<u>ごみ集積場所（都市計画法施行令第29条の2第1項第7号の「ごみ収集場」に同じ。）</u>に係る協議の手続を定めることを目的とする。</p> <p>⇒第8条へ移動</p> <p><u>(協議申出書)</u></p> <p>第2条 <u>開発許可を申請しようとする者（以下「許可申請者」という。）は、「ごみ集積場所設置基準」（平成16年9月1日制定）を順守し、開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する（新規・変更）協議申出書（様式第1号。以下「協議申出書」という。）</u>に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して、横浜市長に提出するものとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">必 要 書 類</th> <th style="text-align: center;">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 案内図（付近見取り図） （1/2,500 地形図）</td> <td>開発区域を明示してください。</td> </tr> <tr> <td>2 配置図</td> <td>開発区域内のどこにごみ収集場が配置されるかがわかる図面</td> </tr> <tr> <td>3 詳細図</td> <td>ごみ収集場の構造・仕上げ及び面積を表示した図面</td> </tr> <tr> <td>4 土地利用計画図 （1/300 ～ 1/500）</td> <td>開発区域内の土地利用計画を表した図面</td> </tr> </tbody> </table>	必 要 書 類	説 明	1 案内図（付近見取り図） （1/2,500 地形図）	開発区域を明示してください。	2 配置図	開発区域内のどこにごみ収集場が配置されるかがわかる図面	3 詳細図	ごみ収集場の構造・仕上げ及び面積を表示した図面	4 土地利用計画図 （1/300 ～ 1/500）	開発区域内の土地利用計画を表した図面	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">必 要 書 類</th> <th style="text-align: center;">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 案内図（付近見取り図） （1/2,500 地形図）</td> <td>開発区域を明示すること</td> </tr> <tr> <td>2 土地利用計画図 （1/300 ～ 1/500）</td> <td>開発区域内の土地利用計画を表した図面</td> </tr> <tr> <td>3 詳細図</td> <td>ごみ集積場所の構造・仕上げ及び面積を表示した図面 <u>寄附の意向がある場合は、寄附予定地と民地との境界を明確に表示すること</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、上記の他に「新規住宅建築等調査受付票」を資源循環局収集事務所に提出すること。</p>	必 要 書 類	説 明	1 案内図（付近見取り図） （1/2,500 地形図）	開発区域を明示すること	2 土地利用計画図 （1/300 ～ 1/500）	開発区域内の土地利用計画を表した図面	3 詳細図	ごみ集積場所の構造・仕上げ及び面積を表示した図面 <u>寄附の意向がある場合は、寄附予定地と民地との境界を明確に表示すること</u>
必 要 書 類	説 明																		
1 案内図（付近見取り図） （1/2,500 地形図）	開発区域を明示してください。																		
2 配置図	開発区域内のどこにごみ収集場が配置されるかがわかる図面																		
3 詳細図	ごみ収集場の構造・仕上げ及び面積を表示した図面																		
4 土地利用計画図 （1/300 ～ 1/500）	開発区域内の土地利用計画を表した図面																		
必 要 書 類	説 明																		
1 案内図（付近見取り図） （1/2,500 地形図）	開発区域を明示すること																		
2 土地利用計画図 （1/300 ～ 1/500）	開発区域内の土地利用計画を表した図面																		
3 詳細図	ごみ集積場所の構造・仕上げ及び面積を表示した図面 <u>寄附の意向がある場合は、寄附予定地と民地との境界を明確に表示すること</u>																		

(協議・同意書)

- 第4条 横浜市長は、前条の申出に同意するときは、許可申請者に対し、開発行為に伴うごみ収集場の設置に関する協議・同意書(変更)(様式第2号。以下「協議・同意書」という。)を交付するものとする。
- 2 横浜市長は、前項の同意に当たり必要なときは、条件を付することができる。
- 3 第1項に規定する協議・同意書は、都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可申請に添付する。

(協議・同意書の有効期限)

- 第5条 前条第1項に規定する協議・同意書の有効期限は、3年とする。

(取下書)

- 第6条 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受ける前に、第3条に規定する申出書を取り下げる場合、許可申請者は、取下書(様式第3号)を横浜市長に提出するものとする。なお、すでに協議・同意書が交付されている場合には、これも提出する。

(開発申請者の変更)

- 第7条 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受ける前に、第3条に規定する申出書に係る許可申請者を変更する場合、許可申請者は、許可申請者変更届(様式第4号)を横浜市長に提出するものとする。

(変更協議)

- 第8条 協議・同意書に記載されたごみ収集場の設置に関する事項についての変更が生じた場合、許可申請者は、様式第1号により変更協議の申出を行うものとする。
- 2 前項の規定による変更協議に対する同意については、第4条及び第5条を準用する。

(協議同意書)

- 第3条 横浜市長は、前条の申出に同意するときは、許可申請者に対し、開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する(新規・変更)協議同意書(様式第2号。以下「協議同意書」という。)を交付するものとする。
- 2 横浜市長は、前項の同意に当たり必要なときは、条件を付することができる。
- 3 許可申請者は、協議同意書を都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可申請に添付するものとする。

(協議同意書の有効期限)

- 第4条 協議同意書の有効期限は、協議成立日の翌日から起算して3年とする。

(完了検査)

- 第5条 許可申請者は、ごみ集積場所の完成後、所管の資源循環局収集事務所に連絡をし、完了検査を受けるものとする。

(取下書)

- 第6条 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受ける前に、協議申出書を取り下げる場合、許可申請者は、取下書(様式第3号)を横浜市長に提出するものとする。なお、すでに協議同意書が交付されている場合には、これを返却する。

⇒削除

(変更)

- 第7条 協議同意書に記載されたごみ集積場所の設置に関する事項についての変更が生じた場合、許可申請者は、原則として協議申出書により変更協議の申出を行うものとする。
- 2 前項の規定による変更協議に対する同意については、第2条及び第3条を準用する。
- 3 次に掲げる場合は第1項の規定による変更協議に替わり、変更届(様式第4号)を横浜市長に提出するものとする。
- (1) 許可申請者が変更となる場合
- (2) 寄附の意向が変更となる場合
- (3) その他、ごみ集積場所の形状、位置、有効面積等に変更がなく、収集作業への影響がないと横

浜市が認めた場合

(ごみ収集場面積訂正申請書)

第9条 協議・同意書に記載されたごみ収集場の面積と境界確定等により確定したごみ収集場の面積とに差異が生じた場合について、許可申請者は、ごみ収集場面積訂正申請書(様式第5号)に必要事項を記入し、必要箇所を訂正した詳細図を添付して、横浜市長に提出するものとする。

2 横浜市長は、前項の訂正について承認するときは、許可申請者に対し、ごみ収集場面積訂正承認通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(登記等手続)

第10条 協議・同意書に基づき、横浜市にごみ収集場を寄附する場合、許可申請者は、第11条に規定するごみ収集場寄附申請書の提出までに、当該ごみ収集場敷地についての次に掲げる手続等を完了するものとする。

(1) 住所等の変更

土地の登記簿上の住所等とその土地の所有者の印鑑登録書及び資格証明書の住所等を符合させること。

(2) 地積

公簿地積と実測地積が異なる場合は、地積更正の登記を登記所に申請し、訂正しておくこと。

(3) 所有権以外の登記抹消

仮登記、抵当権、賃貸権等の登記を抹消しておくこと。

(4) 地目変更

登記簿上の地目を「雑種地」としておくこと。

(ごみ収集場寄附申請書)

第11条 協議・同意書に基づき、横浜市にごみ収集場を寄附する場合、許可申請者は、当該開発完了の届出を行うと同時に、ごみ収集場寄附申請書(様式第7号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して様式第7号に定める部数を横浜市長に提出する

(ごみ集積場所面積訂正申請書)

第8条 協議同意書に記載されたごみ集積場所の面積と、第5条の完了検査後に境界確定等により確定したごみ集積場所の面積とに差異が生じた場合について、許可申請者は、ごみ集積場所面積訂正申請書(様式第5号)に必要事項を記入し、必要箇所を訂正した詳細図を添付して、横浜市長に提出するものとする。

2 横浜市長は、前項の訂正について承認するときは、許可申請者に対し、ごみ集積場所面積訂正承認通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(寄附)

第9条 許可申請者は、当該要綱で協議し横浜市が設置の同意をしたごみ集積場所を、当該要綱で定める手続きにより横浜市に寄附することができる。

(意向の表明)

第10条 横浜市へごみ集積場所を寄附しようとする者(以下「寄附申請者」という。)は、寄附をする土地について、協議申出書をもって意向を表明するものとする。

⇒削除

(ごみ集積場所寄附申請書)

第11条 寄附申請者は、ごみ集積場所工事の完了検査終了後、速やかに、ごみ集積場所寄附申請書(様式第7号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して横浜市長に提出するものとする。

ものとする。

書 類	様 式 等
1 開発行為に伴うごみ収集場の設置に関する協議・同意書（写）	様式第2号
2 ごみ収集場面積訂正承認通知書（写） ※ごみ収集場面積を訂正した場合のみ	様式第6号
3 横浜市に寄附する土地（ごみ収集場）の登記簿謄本	
4 位置図・公図写・求積図	
5 土地利用計画図	

必要書類	様 式	説 明	部 数
1 協議同意書（写）	様式第2号		1部
2 ごみ集積場所面積訂正承認通知書（写）	様式第6号	集積場所面積を訂正した場合のみ	1部
3 横浜市に寄附する土地（ごみ集積場所）の登記簿謄本		<u>公簿地積と実測地積が等しいこと</u> <u>仮登記、抵当権、賃貸権等が設定されていないこと</u> <u>地目は「雑種地」であること</u>	各筆 1部
4 <u>公図（写）</u>		<u>作成者が記名、押印し作成年月日を記入すること</u>	<u>1部</u>
5 求積図 <u>（ 1/50 ～ 1/250）</u>		<u>筆別に求積すること</u> <u>作成者が記名、押印し作成年月日を記入すること</u>	<u>1部</u>
6 土地利用計画図（1/300～1/500）			<u>1部</u>
7 <u>土地寄附契約書</u>	<u>様式第9号</u>	<u>1部には、収入印紙200円を貼付すること</u>	<u>2部</u>
8 <u>登記承諾書</u>	<u>様式第10号</u>		<u>1部</u>
9 <u>印鑑証明書</u>		<u>土地の登記簿上の権利者と符合すること</u>	<u>1部</u>
10 <u>資格証明書</u>		<u>会社事項全部証明書又は代表者事項証明書</u> <u>土地の登記簿上の権利者と符合すること</u>	<u>1部</u>

※ 図面類は、A4判左とじにできるよう折ること。

2 寄附申請者は、ごみ集積場所審査調書の提出日の翌日から起算をして6か月以内に寄附の申請を

行うものとし、これを過ぎても申請をしない場合には寄附の意向を取り下げたものとみなす。

⇒削除

(寄附契約及び所有権移動)

第12条 横浜市長は第11条の申請を受理する場合は、土地受納決定通知書(様式8号)により申請者に対し通知するとともに、土地寄附契約書(様式第9号)を作成し、当該ごみ集積場所の寄附契約手続を行うものとする。

⇒削除

2 当該ごみ集積場所の所有権は、前項の土地寄附契約を締結した時点で横浜市に移転し、土地の引き渡しがなされたものとする。

3 横浜市長は、寄附契約締結後、速やかに当該ごみ集積場所の所有権移転登記を行うものとする。

(構造物の変更)

第13条 寄附された集積場所について、利用者が構造物の変更を希望する場合は、事前に横浜市と協議した上で、利用者がこれを行うことができる。

(境界標)

第14条 寄附申請者は、土地の境界折点に境界標を設置するものとする。

(維持管理)

第15条 この要綱に基づき設置されたごみ集積場所の日常の維持管理は原則として利用者が行うものとする。

2 許可申請者は、前項の規定について、ごみ集積場所を使用することが見込まれる全ての世帯に対し、説明するものとする。

附則

1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。
2 この要綱は、平成26年 月 日から施行する。ただし、同日より前に「横浜市開発事業の調整等に関する条例」9条の標札設置の届を提出した案件へは適用しない。

(検査済証及び完了公告の提出等)

第12条 横浜市長は、都市計画法第36条第2項に係る手続を行うものとする。

(寄附契約及び所有権移動)

第13条 横浜市長は第11条の申請に基づき、第12条の工事完了の審査確認後、速やかに土地寄附契約書(様式第8号)を作成し、当該ごみ収集場の寄附契約手続を行うものとする。

2 許可申請者は、寄附契約書に記名押印したものを横浜市長へ提出するのと同時に、横浜市に寄附するごみ収集場の登記承諾書(様式第9号)に必要事項を記入のうえ、印鑑証明書・資格証明書添付したものを各2部ずつ横浜市長に提出するものとする。

3 横浜市は、寄附契約手続後、速やかに当該ごみ収集場の所有権移転登記を行うものとする。

附則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。